川崎町議会災害時対応マニュアル

1 目的

川崎町議会は、町民を代表する議事・議決機関として、常に町民の負託に応え、その機能を発揮する役割を担っていることから、町内で大規模な災害が発生した場合においても、被災住民の救援や災害復旧のために、町と連携して非常時に即応した機能を果たすことが求められる。

このことを踏まえ、町議会及び議員が災害時において、どのような対応をすべきか共通の認識を持ち、迅速かつ適切な行動がとれるよう対応マニュアルを定めるものである。

2 本マニュアルの対象となる災害

| 種別 | 本マニュアルの対象となる基準 |
|--------|-------------------------------|
| 国业体 | 町内で大雨、洪水、土砂災害等による災害が発生し、川崎町議会 |
| 風水害 | 災害対策会議が設置された場合 |
| 地震災害 | 町内で震度6以上の地震が観測された場合 |
| その他の災害 | 火災や爆発などによる大規模な事故、感染症、その他重大な被害 |
| その他の災害 | が発生し、川崎町議会災害対策会議が設置された場合 |

3 災害発生時の行動原則

(1)安否の報告

・議員は、速やかに自身の安全を確保した上で、議会事務局へ安否、連絡先 等を報告する。

(2)地域での活動支援

・議員は、参集の求めがあるまでは、地域の一員として救援・復旧活動等の 支援を率先して行う。

(3)被災情報等の収集と共有

- ・議会事務局は、川崎町災害対策本部の情報を速やかに収集し、議員に情報を提供する。
- ・議員は、地域における被災状況、町民の要望等の情報収集に努め、必要に 応じて議会事務局に報告する。
- ・災害等に関する議員からの情報提供及び町からの災害情報等の収集は、緊急時を除き、議会事務局を窓口として行う。

4 災害時の行動基準

| | | | ・詳트 (禾昌트) け |
|----------|-------------|-------|--|
| | 会議等開催中(職員は勤 | 議員 | ・議長(委員長)は、会議を休憩または散会し、事務局職員に傍 ・職者等の避難誘導及び安全確保のための指示を行う。 |
| | | | ・速やかに自身の安全確保を行う。 |
| | | | ・被災者がいる場合は救出・救護活動を行う。 |
| | | | ・家族等の安否確認を行う。 |
| | | | • 13 • • 5 • 1 • 1 |
| | | | ・議会災害対策会議の議員は、対策会議の任務に当たる。 |
| | | | ・自宅や交通経路の安全確認ができるまで議会に待機する。 |
| | | | ・帰宅後は、連絡の取れる態勢を確保し、参集の求めがあるまで |
| | | | は、地域での支援活動や災害情報の収集に努める。 |
| | 勤務時間中な | 議 | ・議長や委員長の指示に従い、議員や来庁者への避難誘導を行っ |
| | | | て安全確保を図る。 |
| 初 | | | ・速やかに自身の安全確保を行う。 |
| | を含む | 会事 | ・家族等の安否確認を行う。 |
| 動 | (F) | 務 | ・非常時優先業務(執務場所の確保、電話や情報端末機器の稼働 |
| 期 | | 局 | 確認、議員の安否確認、電話や情報端末機器の確認、議会災害 |
| <u> </u> | | | 対策会議の設置準備等)に当たる。 |
| (災害発: | | | ・町災害対策本部との連絡体制の確保、災害状況の確認。 |
| 発生 | 時間外(| 議 | ・速やかに自身と家族等の安全を確保 |
| カュ | | | ・被災者がいる場合は、救出・救護活動を行う。 |
| 3 | | | ・議会事務局へ安否の報告を行う。 |
| 日目ま | | | ・議会災害対策会議の議員は、連絡の取れる体制を確保し、議会 |
| | | 員 | 災害対策会議の招集の求めがあるまでは、自宅待機又は地域で |
| で) | | | の支援活動や災害情報の収集を行う。 |
| | | | ・議会災害対策会議以外の議員は、連絡の取れる態勢を確保し、 |
| | | | 自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集を行う。 |
| | 附外) | 議会事務局 | ・速やかに自身と家族等の安全を確保 |
| | | | ・住居等の被害状況を確認し、被災者がいる場合は、救出・救護 |
| | | | 活動を行う。 |
| | | | ・議会事務局長は速やかに参集し、非常時優先業務(執務場所の |
| | | | 確保、議員の安否確認、電話や情報端末機器の確認、議会災害 |
| | | | 対策会議設置の準備等)に当たる。ただし、被災等により事務 |
| | | | 局長が参集できないときは、係長がその職務を代理する。 |
| | | | ・その他の議会事務局職員は、議会事務局長へ安否報告を行い、 |
| | | | 連絡態勢を確保した上で、自宅待機又は地域の支援活動に従事 |
| | | | する。 |
| | | | , v |

| 中 後 期(4日目から通常業務再開まで) | | ・議会災害対策会議の議員は、対策会議の任務に当たる。 |
|----------------------|--------------|-------------------------------|
| | | ・自身の所在を明らかにし、連絡態勢を確立する。 |
| | 議 | ・自身の安全を確保した上で、地域での救援、救助活動、避難所 |
| | F322 | 運営などの支援を行う。 |
| | 員 | ・地域の支援活動で得た被災状況、被災者の要望を議会対策会議 |
| | | に報告する。 |
| | | ・通常の議会体制への移行準備を行う。 |
| | | ・議場、委員会室などの被災状況、放送設備の確認を行う。 |
| | 事 | ・議会災害対策会議の事務に従事する。 |
| | | ・町災害対策本部からの被災情報等の収集に努める。 |
| | 務 | ・議会で整理、一元化した災害情報等を町災害対策本部に提供す |
| | 局 | る。 |
| | / r J | ・報道機関への対応を行う。 |
| | | ・議会再開に向けた準備を行う。 |

5 議員から議会事務局への安否確認事項

- (1) 議員とその家族の安否状況
- (2) 議員の所在地
- (3) 議員の居宅の被災状況
- (4)議員の参集の可否と参集が可能な時期
- (5) 今後の議員との連絡方法
- (6) 地域の被災状況

6 議員と議会事務局の連絡方法

- (1) 電話回線が使用可能であれば、電話により連絡する。
- (2) 電話が使用不可能な場合は、メール等により連絡する。
- (3)電話、メール等による連絡が不可能な場合は、災害用伝言ダイヤル(171)に録音する。
- (4)議員と議会事務局の連絡方法については、災害情報の提供や収集の面でも、 迅速かつ正確な情報伝達が必要であることから、今後も ICT を活用した情報伝達方法を検討していくものとする。

<mark>7 参集時及び災害活動時</mark>の服装

災害対策会議への参集時や災害活動時には、自身の安全確保のため、状況に 応じて作業服上下、雨合羽、安全長靴、ヘルメットなどを着用する。